

第17回中国犯罪防止及び刑事司法研修を終えて

国連アジア極東犯罪防止研修所 教官 吉田 麻友

平成23年11月15日から同月30日までの間、アジ研において、第17回中国犯罪防止及び刑事司法研修を実施しました。本研修には、中華人民共和国司法部、法制日報、全国人民代表大会常務委員会、最高人民法院、最高人民検察院、検察日報、公安部から合計13名の刑事司法実務関係者が参加しました。主任教官として、本研修を振り返っての感想を以下に述べます。

本研修の主要課題は、「法制度の啓発教育」でした。法制度の啓発教育とは、我が国では、法律の専門家ではない一般の人々が、法や司法制度、これらの基礎になっている価値を理解し、法的なものの考え方を身に付けるための啓発教育のことをいいます。本研修の主要課題を設定した背景には次のようなことがあります。中国では、近年、法整備が進むに伴い、1985年から5箇年の法制広報教育計画を開始し、国民に法律知識を普及させ国民の法意識や法的素養を強化させるという政府主導のプロジェクトに重点的に取り組んできました。こうした法制広報教育計画は、本年で6回目を迎えています。他方、日本においても、司法制度改革の一環として「国民の司法参加」が掲げられ、そのための条件整備の一施策として司法教育の充実化が徐々に図られてきているところです。このようなことから、本研修で日本の法制度の啓発教育における実施状況等について紹介し日中双方で意見交換することにより、中国の抱える課題に対する改善策の糸口を探求してもらう良い機会を提供できるのではないかと考えました。

次に、研修の内容についてです。研修では、中国側の現状や問題点についての研修参加者による発表の後、我が国における法務省による法教育への取組、検察庁による裁判員制度広報や、検察広報官による学校での法教育授業の現状、保護観察官及び保護司による社会を明るくする運動について、それぞれ、法務省司法法制部部付、東京地方検察庁検事、当所教官及び保護司による講義を実施しました。また、官民協働運営体制の刑務所、日本司法支援センター、保護観察所、更生保護施設、地方検察庁、最高裁判所及び地方裁判所の見学も行いました。加えて、「日中関係の現在と今後」というテーマで、財団法人日本国

際交流センターから講師を招いての講義も実施しました。

その後の分科会で、研修参加者は「法制度の啓発教育の基本的考え方」と「法制度の啓発教育において社会資源をより良く活用していくための方策」という論点ごとに2グループに分かれ、それまでの講義や見学で得られた知見に基づいて討議を行い、当所教官からも適宜内容に即した助言を得ながら、討議した結果を報告書にまとめ、全体討議で発表しました。

今回の研修を通じて、法制度の啓発教育において、日中両国には以下のような共通点があることが明らかになりました。例えば、啓発教育の主要な対象者の一つに学校教育段階の青少年が含まれること、また、法制度の啓発教育をより効果的に行うためには、様々なメディアや社会資源を利用する必要があること等です。ただ、日中両国は互いに歴史、社会などが異なるため、法制度の啓発教育の方法等に相違点もあります。以上のような点から、研修参加者は、日中の制度の相違も踏まえた上で、中国における、より実効性のある法制度の啓発教育の実現に役立つと思われる知識を積極的に吸収しようとする積極的な態度で研修に臨んでいました。

私自身、初めて主任教官を務める研修であり、しかも、英語ではなく中国語による研修であったため、戸惑う点もありました。しかし、本研修の研修参加者が、講義、見学先、グループ討議のそれぞれにおいて、多くの質問や発言をし、熱心にメモを取るなど、研修に協力的で真剣に学ぶ姿を見て励まされました。さらに、本研修にたくさんの方々が尽力してくださったおかげで、主要課題に関する研修参加者の理解が深まり、本研修が有益なものとなったことに対し、感謝の気持ちで一杯です。また、各見学先、研修旅行での訪問先、講義や意見交換会等において、多くの方々が研修参加者と積極的に交流して下さったことを研修参加者は大変喜んでおりました。そして、研修参加者から「日中両国が互いに尊重し合い、引き続き協力しながら共に発展していきたい。」旨の感想が聞かれたように、日中友好への思いをさらに強くしていました。本研修においてお世話になりました全ての方々にこの場を借りまして厚く御礼申し上げます。

中国における全国法制広報日である12月4日を目前に控えた11月30日、研修参加者は様々な収穫を得て本研修を修了し、無事帰国しました。研修参加者の今後ますますの御活躍を祈りつつ、私も本研修で学んだことを次につなげ、さらに精進していきたいと思えます。